

学童保育室利用調整指数表

番号	父・母・養育者の状況(番号6の「特別配慮児」を除き、主たる保護者2名分を基本指数とする。ひとり親は、親の指数+10)							
	類型	細 目			基本指数			
1	就 労	外勤・自営 (中心者)	月20日 以上	7時間以上の就労を常態とする場合		10		
				7時間未満の就労を常態とする場合		9		
			月15日 以上19 日以下	7時間以上の就労を常態とする場合		9		
				7時間未満の就労を常態とする場合		8		
		自営・ (協力者)	月20日 以上	7時間以上の就労を常態とする場合		9		
				7時間未満の就労を常態とする場合		8		
			月15日 以上19 日以下	7時間以上の就労を常態とする場合		7		
				7時間未満の就労を常態とする場合		6		
		内職等	月20日 以上	7時間以上の就労を常態とする場合		6		
				7時間未満の就労を常態とする場合		4		
			月15日 以上19 日以下	7時間以上の就労を常態とする場合		5		
				7時間未満の就労を常態とする場合		4		
2	出 産	出 産	出産予定日の前6週間、後8週間のうち必要な期間		6			
3	病 気・障 害	疾 病	入 院	長期の入院期間中		11		
				常時病臥		10		
			在 宅	一 般	重 度	常時安静又は通院頻度の高い場合		8
				療 養	そ の 他	上記以外		6
		心 身 障 害	重 度	身体障害者手帳1・2級、精神障害者手帳1級、療育手帳Aを有しているか、若しくは、これらと同程度の障害と判断される場合			10	
			そ の 他	上記以外の身体障害者手帳又は療育手帳を所持しているか、若しくは、これらと同程度の障害と判断される場合			6	
4	看 護 等	最 重 度	病院等にて日中看護・心身障害者(児)の通所等		9			
		重 度	居宅において常時看護及び通院介助		7			
		軽 度	看護及び通院介助で保育に欠けるのが常態		5			
5	災 害	家 庭 災 害	火災等による家屋損傷、その他災害復旧のため保育できない場合		11			
6	そ の 他	就 学 及 び 技 能 習 得	月20日以上日中7時間以上の就学を常態		7			
			月20日以上日中7時間未満の就学を常態		6			
			月15日以上日中7時間以上の就学を常態		6			
			月15日以上日中7時間未満の就学を常態		5			
		親の行方不明、拘禁等		11				
		特別の支援を要する家庭(ただし、運営上入室できない場合あり)		40				

調整指数表

番号	世帯の状況	調整指数						
1	ひとり親家庭世帯(就労を要件とする場合)	+5						
2	ひとり親家庭世帯(上記以外の場合)	+4						
3	申請児童が心身に障害を有する場合(重度)	+2						
4	申請児童が心身に障害を有する場合(その他)	+1						
5	申請児童が支援学級、支援学校に在籍する場合	+5						
6	生活保護受給世帯(就労を要件とする場合)	+5						
7	小学1年生の児童	+2						
8	小学2年生の児童	+1						
9	兄弟、姉妹がいない児童	+2						
10	就学前の弟、妹はいるが、当該小学校に通う兄、姉はいない児童	+2						
11	兄、姉はいるが、当該小学校に通う兄弟、姉妹はいない児童	+1						
12	保護者が重度の障害や疾病等で長期入院しているなどの場合	+3						
13	転入前の市町村で、保育所・学童保育室等を利用していた場合(一斉受付後に限る。)	+2						
14	学童保育室利用料を長期に亘り正当な理由なく滞納している世帯	-5						
(備考)	<p>1. この指数表により「保育に欠ける」程度を指数化し、指数の高い世帯の児童を優先して選考を行う。</p> <p>2. 合計指数が同点の場合の優先順位の決定方法</p> <table border="0"> <tr> <td>1. ひとり親世帯</td> <td>2. 障害のある児童</td> </tr> <tr> <td>3. 生活保護受給世帯</td> <td>4. 学年の低い方</td> </tr> <tr> <td>5. 兄弟姉妹の状況</td> <td>6. 申請日の早い方</td> </tr> </table>		1. ひとり親世帯	2. 障害のある児童	3. 生活保護受給世帯	4. 学年の低い方	5. 兄弟姉妹の状況	6. 申請日の早い方
1. ひとり親世帯	2. 障害のある児童							
3. 生活保護受給世帯	4. 学年の低い方							
5. 兄弟姉妹の状況	6. 申請日の早い方							
基本指数	点	調整指数	点	合計	点			